

事業名	鳥獣被害防止総合支援事業
事業の目的	<p>野生鳥獣による被害は、中山間地域を中心に農林水産物等に多大な損害を与え、過疎化や高齢化と相まって、耕作放棄地の拡大や集落の崩壊等に著しい影響を及ぼすなど、深刻な問題となっています。</p> <p>この事業の活用により、鳥獣被害の減少を目指し、農林水産業の振興と地域住民の安定を図ることを目的としています。</p>
対象者	<p>3戸以上の集落</p> <p>※任意の地元組合等が必要。</p>
事業の内容	<p>「大分市鳥獣被害防止対策協議会」(以下協議会)が、集落で必要な資材(防護柵)を購入し、地元組合等が柵の設置と管理を行います。</p>
補助率	<p>必要な資材(防護柵)は協議会が購入します。</p> <p>※地元組合等の自力施工が条件です。</p> <p>※地元組合等による経費の一部負担あり。</p>
手続き	<p>大分市鳥獣被害防止対策協議会にお問い合わせください。</p> <p>協議会事務局：大分市林業水産課 鳥獣総合対策担当班 電話番号585-6021</p> <p>※申請年度の翌年度に設置できます。</p>
留意事項	<p>「個人」での申請はできません。</p>
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱 ・大分県鳥獣被害防止総合支援事業実施要領
その他	<p>【令和7年度】実績(6地区)</p> <p>上久所、辻・奥・杉原、矢の原、下志津留、石合、岡倉</p> <p>【令和8年度】予定(10地区)</p> <p>木田、東上野、市尾、久土、角子原、戸保ノ木、太田、一本櫟・若杉、今市第二、金谷迫</p> <p>【スケジュール】</p> <p>実施年度の前年度5月末(土日祝日の場合は5月の最終開庁日)までに申請書を提出していただきます。申請書を提出するまでに以下の4つの作業が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①説明会(本市が地元へ事業内容を説明) ②地元住民による合意形成 ③協議会による現地調査 ④地元住民による柵設置距離の測定